

令和6年（行ウ）第62号／令和6年（行ウ）第63号

行政文書不開示処分取消等請求事件／保有個人情報不開示処分取消等請求事件

原告 相原健吾 外165名／芦名定道 外5名

被告 国

意見陳述書

2025年4月15日

東京地方裁判所民事第38部 御中

第62号・第63号事件原告 松宮 孝明

松宮 孝明



1 経歴について

私は、松宮孝明と申します。現在、立命館大学大学院法務研究科で特別任用教授として、刑法を中心とする刑事法分野の教育と研究を担当しています。また、2000年5月から2021年5月までの21年間、日本刑法学会で理事を務めるなど、刑事法の分野で学術的な貢献を行ってきました。現在も、関西を中心に学術活動を行っている「刑法読書会」や「経済刑法研究会」の代表者を務めています。

日本学術会議の第25期・第26期（2020年10月1日から2026年9月30日まで）の会員候補者として推薦を受けながら会員に任命されなかった当時は、同じ立命館大学大学院法務研究科の専任の教授として勤務し、日本刑法学会や日本犯罪社会学会、法と心理学会の現職の理事であり、日本の刑法学を代表する研究者のひとりと評価されていました。

2020年の任命拒否後も、2023年3月まで立命館大学大学院法務研究科で教授として研究と教育に従事し、65歳の定年を迎えた後も特別任用教授として同様の業務に携わっております。また、以下に述べますように、日本学術会議においても、学術会議会長が任命する特任連携会員としての業務を継続しております。

2 2020年に日本学術会議から会員候補者として推薦された経緯、その間に同会議に提出した文書について

私は、2008年（第21期）より、日本学術会議連携会員（以下、「連携会員」）として（2020年からは特任連携会員として2023年まで）第一部（人文科学）の中の法学委員会「グローバル化と法」分科会の委員を務め、2011年（第22期）より、同じく連携会員として（2020年からは学術会議会長が任命する特任連携会員として今日まで）第一部の心理学・教育学委員会の中の「法と心理学」分科会の委員を務め、さらに2017年（第24期）より（2023年9月まで）、同じく連携会員として課題別委員会「自動車の自動運転の推進と社会的課題に関する委員会」の委員を務めてきました。また、2017年より、「法と心理

学」分科会では同分科会の委員長を引き受けており、これは、会員としての任命を拒否された 2020 年（第 25 期）以降も、上記の特任連携会員として 2023 年まで続けました。

日本学術会議（以下、「学術会議」）から会員候補者として推薦された経緯について、説明いたします。会員候補者として推薦してよいかという打診が学術会議事務局からメールで届いたのは、2020 年の 8 月下旬のことでした。そこで、同年 8 月 20 日に、学術会議の所定の様式に、学歴・職歴・専門・業績・受賞歴等を私が記入し、同事務局に提出しました。

私の所属する法学委員会では、上記の「グローバル化と法」分科会の委員として、そして引き続き「法と心理学」分科会の委員長として、さらに、「自動車の自動運転の推進と社会的課題に関する委員会」の委員としての仕事を継続するほか、会員として会務に携わることが期待されていたと思います。実際、9 月 25 日には、第 25 期の第 1 回総会の開催の出席を促す、第 24 期学術会議会長（山極寿一氏）名の案内や総会日程が届いておりました。

3 任命拒否による被害とそれがわかった時の心情について

（1）学術会議にとっての被害

2020 年 10 月 1 日、当時の菅政権 は、105 名の任命を義務づける日本学術会議法第 7 条の規定に反して、学術会議第 25 期・26 期の新会員を 99 名しか任命しませんでした。同条は、その第 1 項において「日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員……をもつて、これを組織する。」と定め、その第 3 項において「会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。」と定め、210 名の半分、すなわち 105 名をきちんと任命することを命じているにもかかわらず、です。

この被害は、まず、学術会議の、人文科学を中心とする第 1 部において現れました。というのも、任命を拒否された 6 名は、すべてこの第 1 部に属するものとされており、その会員の約 2 割が欠員となったからです。特に深刻なのは法学委員会で、任命されるはずの 9 名のうちの 3 名が欠けることとなったので、その活動は大幅に制約されることとなりました。加えて、任命された 6 名の会員には、そのしわ寄せが来たものと思われます。

さらに深刻だったのは、任命権者である内閣総理大臣による拒否理由のまともな説明がないものですから、任命拒否が報じられた 10 月 1 日の 2 日後あたりから、学術会議に関する根も葉もないうわさが、SNS 等を中心に拡散されたことです。特にひどかったのは、与党の衆議院議員（当時）のひとりによる、「日本学術会議が中国の軍事研究『千人計画』に積極的に参加している」というブログでの虚偽の拡散です。もともと、中国の「千人計画」は主に海外の中国人研究者を呼び戻す中国の優遇措置であり、かつ、——日本でも事情は似ていますが——外国人は中国で軍事研究に関われません。しかも、学術会議は研究そのものを行う組織ではなく、日本学術会議法第 3 条により、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」と「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」を職務とする組織です。したがって、「中国の軍事研究に参加している」という情報

が虚偽であることは、少し考えればすぐに分かることであり、当の衆議院議員も後にブログでの発言を修正していますが、「発信者が訂正したり、修正したりしても拡散していくのが、この種の情報のやっかいなところ¹」なのです。

これによって、任命拒否による被害者であった学術会議は、あらぬ疑いをかけられ、それを否定することに労力を向けざるをえませんでした。これは、情報がまともに開示されなかったことによる被害の一部になります。

（２） 日本の学術にとっての被害

もちろん、この任命拒否による被害は、学術会議の活動自体にとどまらず、日本の学術にとっても被害をもたらしました。具体的には、後述の学術会議の在り方自体を改変してしまおうという動きに象徴的に現れているように、政府が学術会議の会員の選任を左右できるようにすることなどにより、学術政策について政府に勧告権をもっている学術会議の実質的な独立性がなくなれば、学術会議は政府がこう言ってくれということしか言わなくなってしまいます。そうすると、学術独自の視点からの政策勧告ができなくなり、その結果として、学問自体の独立や自由が保障されなくなってしまうのです。

学問の自由にとっては、「何を学問するか」は現場に任せた方がよいのです。現に、2021年度のノーベル物理学賞を受賞した真鍋淑郎氏は、「研究は好奇心から」と言い「私は人生で一度も研究計画書を書いたことがありませんでした。」と述べています²。後に大きな成果を上げる研究というものは、最初はどんな成果につながるかはわからないことが多いからです。したがって、予想される研究成果をあらかじめ提示させ、それによって研究予算を配分することなどを通じた研究統制は、実際には研究を委縮させてしまいます。

ところが、今の日本の科学技術政策は、そうではなくて、何を研究するかを上から判断する「選択と集中」路線を突き進んでいます。「選択と集中」に象徴される国、文科省、総合科学技術・イノベーション会議（略称 CSTI）の政策に、地方国立大をはじめとして、わが国の大学はあえいでいます。その結果、残念ながら、このような政策の結果、文部科学省の科学技術・学術政策研究所（NISTEP）が、日本を含めた世界主要国の科学技術活動を体系的に分析した「科学技術指標」の2024年版では、注目度の高い論文数のTop10%で日本は2020年の9位から13位に順位を落としました³。

この点につき、学術会議は、2021年12月11日に開催した学術フォーラム「我が国の学

¹ 毎日新聞 2020年10月15日（中国の研究者招致「千人計画」当事者の思い 「学術会議が協力」情報拡散の背景は「毎日新聞」2025年2月23日確認。このほか、当時は、日本学術会議について、「学術会議がレジ袋の有料化を提唱した」という虚偽のツイートが拡散しました。しかし、学術会議が過去に提言したのはプラスチックごみ全体の削減でした。

² 2021年10月7日付 The Asahi Shimbun GLOBE+など。

³ <https://www.nistep.go.jp/archives/58119>

術政策と研究力に関する学術フォーラム―我が国の研究力の現状とその要因を探る―」において、「日本の学術の国際競争力の後退が顕著に表れている。」という認識を示しました⁴。それも、「我が国では 1990 年代初頭から、国立大学の大学院重点化や法人化など、教育研究機関の「改革」が次々に実施されるとともに、CSTI 創設をはじめとする科学技術の振興に関する政策も大きく変化した」にもかかわらず、「この凋落傾向は改善されないばかりか、むしろ近年は加速傾向にある。」というのです。なお、「研究力を測る主要な指標である論文指標については、2000 年代前半より、国際的な地位の低下が続いている状況」にあることは、文部科学省も認識しており、「このような状況は深刻に受け止めるべき」だと述べています⁵。

また、このフォーラムの中で、鈴鹿医療科学大学の豊田長康氏は、交付金の削減、研究従事者数および研究時間の減少、選択と集中、成果指標に基づくメリハリ配分によって疲弊した日本の大学の研究力復活のためには、「(研究従事者の) 最低賃金の確保と分厚い中間層の復活」が不可欠であり、「海外と戦うためには、そして、日本の経済成長のためには、日本の極端でいびつな大学間傾斜からは、もはや『選択と集中』や『メリハリ配分』の効果は小さく、大規模大も地方大もいっしょに協働し、総力戦でもって、全国津々浦々に柔軟に機能する研究エコシステムを展開することが重要」だと述べています。

ここでは、科学技術政策の「選択と集中」からの転換が求められていること、そしてそれを推進してきた国、文科省、CSTI の政策の限界が明らかにされています。このような、政府にとって「耳の痛い話」ができたのは、学術会議が政権の政治的影響力から独立した組織だったからです。しかし、政府の恣意的な任命拒否等がまかり通るとすれば、このような「耳の痛い話」がしにくくなってしまうことにより、日本の学術にとって有益な助言もできなくなってしまう。

任命拒否問題を契機とする学術への(不当な)政治家の介入は、科学研究費の配分問題でも明らかになりました。いわゆる「フェミ科研費裁判」は、その一例です。その詳細は

⁴ このフォーラムの概要と報告は、日本学術会議のホームページ

(<https://www.scj.go.jp/ja/event/2021/315-s-1211.html>) から知ることができる。

⁵ 文部科学省「令和 4 年版科学技術・イノベーション白書」(第 1 章 我が国の研究力の現状と課題：文部科学省) 2025 年 2 月 23 日確認。さらに、文部科学省科学技術・学術政策研究所「大学の研究力の現状と課題」(2021 年 12 月 1 日) 32 頁では、「ドイツや英国と比べて、多様な規模の大学から日本の研究力は構成されているという前提条件を共通認識として持つ必要があるのではないか。」「それを前提として、これらの大学の強みを伸ばす、言い換えれば各大学の個性を伸ばすことで、結果的に日本全体の研究の多様性と上位に続く中堅大学の層の厚みが形成されるような施策の展開が必要ではないか。」と述べられている。

割愛しますが⁶、学術会議会員の任命拒否は、このような雰囲気醸成にも、一役買っているのです。

（３） 私自身の被害

私自身は、自己の任命拒否を、学術会議事務局長からの 2020 年 9 月 29 日 17 時の電話で伝えられました。その際、「前代未聞の出来事ですね」と申し上げたところ、事務局長も「そうですね」と応答されたことを覚えています。しかも、内閣府からは理由は言えないと言われたというのです。これには私も驚き、「大問題になりますね」と申し上げました。

その後、任命が拒否された旨を SNS のフェイスブックに挙げたところ、大学の後輩であった国会議員や知り合いの新聞記者からどういうことかという質問メールが届いたので、上記の経緯を説明しました。すると、翌日、すぐに複数の記者が取材に来られ、任命拒否が明らかになった 10 月 1 日に、これが記事になりました。京都新聞の電子版の見出しは、「この政権、とんでもないところに手を出してきた⁷」というものでした。

ただ、私自身は、記事の中で、当初は暢気にも「率直にはほっとした。仕事の一つ減ったな、と。」などと述べています。これは、オフレコのはずだったのですけれども、しかし、これは甘い見通しでした。

幸い、法科大学院で担当した学生に対する攻撃について耳にすることはありませんでした。しかし、私の知らないところで、SNS による誹謗中傷はあったと聞いています。また、フジテレビの解説委員によって、学術会議の会員は終身の年金がもらえるという嘘も流布されていました⁸。これは、学士院会員と混同したのではないかと思います。実際は、総額で年 10 億円の予算しかない学術会議ですので、固定経費や職員の給与等を除けば、約 2200 人の会員や連携会員が使用可能な予算はわずかであり、コロナ禍前の会議では、年 3 回東京出張すると、3 回目の旅費・日当は辞退してほしいという要請が、事務局から来る始末でした。

あわせて、なぜ自分が拒否されることになったのか、情報がまったく開示されないことには、言い知れぬ不気味さを感じました。私の知らないところで私の知らない個人情報を集めている政府機関があるという不気味さです。これが、私の受けた最大の心理的被害です。

4 任命拒否問題および根拠情報の不開示についての意見

⁶ この裁判の経過については、【勝訴確定】フェミ科研費裁判終結にあたって(声明)

⁷ 「この政権、とんでもないところに手を出してきた」 学術会議任命見送られた松宮教授（京都新聞） 赤かぶ

⁸ 「学術会議で働けば年金 250 万円」フジテレビ解説委員の発言、番組が訂正。「誤った印象を与えるものに」 | ハフポスト NEWS

（１） 法治国家の危機

私は、この任命拒否とその根拠情報の不開示の最大の問題は、法治国家の危機にあると考えています。というのも、まず、当時の国会答弁で任命拒否を正当化するために持ち出された法解釈は、驚くべき憲法解釈だったからです。それは、すなわち、憲法 67 条 1 項により内閣総理大臣は国民の代表からなる国会の指名を受け、憲法 72 条に基づいて内閣を代表しており、その内閣は憲法 65 条に基づいて行政権を掌理するのであるから、内閣総理大臣は会員の任命権者として学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使でき、また、憲法 15 条 1 項によれば公務員の選定・罷免権は国民の権利であるから、任免権者である内閣総理大臣は、日本学術会議法 17 条による推薦の通りに任命すべき義務があるとまでは言えない、というものです。このような考え方は、当時の山極寿一学術会議会長が関知しないままに作られた 2018 年 11 月 13 日付の学術会議事務局名による文書「日本学術会議法 17 条による推薦と内閣総理大臣による会員の任命との関係について」（甲 A 第 5 6 号証 9 頁以下、甲 A 第 5 8 号証）に表れたものです。

しかし、そこでも、「任命すべき会員の数を上回る候補者の推薦を求め、その中から任命する」ということが否定されないとされているだけであって、「任命すべき会員の数」を下回る任命が許されるとはされていません。したがって、実は、99 名しか任命しないという状態は、この文書によっても説明できない事態でした。

さらに問題とすべきは、憲法 15 条 1 項を持ち出す論理です。それは、内閣総理大臣は国会を通じて間接的にせよ国民に選ばれているのだから、内閣総理大臣に任命権がある公務員については、総理が国民の公務員選定罷免権を根拠に自由に選定し罷免することができるといわんばかりのものでした。

憲法の条文をきちんと読めば、憲法 15 条 1 項は「あらゆる公務員の終局的任免権が国民にあるという国民主権の原理を表明したもの⁹」にすぎないことが明らかになります。憲法 15 条 1 項は、決して、内閣総理大臣が、自分が任命する公務員を好き勝手に選べることを根拠づける規定ではありません。

それどころか、憲法 73 条は「内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ」とした上で、その第 1 号に「法律を誠実に執行し、国務を総理すること。」と書いています。そして、日本学術会議法は、ここにいう「法律」です。それは、国民の代表から成る国会において制定されたものです。加えて、繰り返し述べるように、同法 3 条は、学術会議の職務行為の独立性を謳っています。つまり、学術会議は、会員候補の推薦に当たって「任命すべき会員の数を上回る候補者の推薦」の求めに応じる義務はないのです。したがって、内閣総理大臣が同法に従い、学術会議から推薦された候補者 105 名をそのまま会員に任命することこそが、まさに、国民の公務員選定罷免権を尊重するものなのです。

付言すれば、内閣総理大臣は、科学技術の全分野において日本学術会議法 17 条が定める

⁹ 宮澤俊義・芦部信喜『全訂日本国憲法』（日本評論社、1978 年）219 頁。

「優れた研究又は業績がある科学者」という基準に照らして会員を選考する能力は持たないのですから、105 名を上回る会員候補者の推薦を受けても、実際には選考は不可能でしょう。それを可能にするのは、何らかの「よこしまな」選考基準でしかありません。

このような問題を理解しないで憲法 15 条 1 項を公務員選任の「一般条項」、つまり具体的な内容を持たない要件を定めた規定として用い、意に沿わない公務員は任命しないとやめさせるといった態度を政権が取り続けるなら、さらなる懸念が浮上します。というのも、形式上内閣総理大臣ないし内閣が任命する役職は、学術会議の会員にかぎらず、多数あるからです。たとえば、一般の裁判官も、裁判所の名簿にもとづいて内閣が任命するのが憲法 80 条 1 項の定めるところです。そこで、このような「一般条項」を持ち出したら、裁判官についても自分たちの意向にそった人間でないと任命しないということもできることになってしまいます。

ちなみに、検事総長については、2020 年 5 月に、政権の意向に沿った人物を任命するための検察官法の歪曲が、世論の厳しい批判を受けてとん挫したことは、記憶に新しいところです¹⁰。その後の国家公務員法、検察庁法の改正は、内閣の裁量による定年延長を否定しています¹¹。

つまり、このような形で「一般条項」を持ち出すのは、公務員の人事を通じて全権を内閣総理大臣に集めると言っているのに等しいのです。このような解釈は、憲法 15 条 1 項を 1933 年のナチスドイツの全権委任法にしてしまうものです。ゆえに、これは民主主義および法治国家の危機なのです。

加えて、法治国家とは行政が法に従って執行されている国家を意味しますので、実際の行政が法に従って行われたか否かを検証するために、その記録を文書という形で残すことが必須の前提となります。あわせて、行政の民主的検証のために、この文書は国民に広く開示される必要があります。この点は、原告である岡田教授の意見書および原告代理人の主張の中で詳しく述べられていますので、ここでは詳論しませんが、この点で、被告が関連する公文書の不存在や不開示を主張するのは、きわめて遺憾かつ不当であり、かつ、それもまた法治国家の危機であることを申し添えておきます。

（２） 学問の自由の危機

学問の自由にとっては、前述のように、この任命拒否の理由が開示されないことは、学問の発展を阻害する様々な憶測を呼び、「表現の自由」と同じく、それに対する萎縮効果をもたらすものと考えます。つまり、何か政権に気に入らない研究は避けようとか、政権の意向を忖度した研究をしようという風潮を助長することです。

あわせて、科学技術政策（の日本での危機）に対する有益かつ自由な提言を阻んでしま

¹⁰ たとえば、2020 年 5 月 26 日付の東京新聞記事など。

¹¹ 2021 年 4 月 23 日付朝日新聞記事など。

う危険もあります。

（３） 日本学術会議法改変（または解体）問題

最後に、全く新たな日本学術会議法の制定（または学術会議解体）問題に触れなければなりません。政府が設置した「学術会議の在り方に関する有識者懇談会」は、2024 年 12 月 20 日付のその最終報告書「世界最強のナショナルアカデミーを目指して～日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書～」において、学術会議の法人化と会員選考に対する外部の介入を認める提言をしました。これを受けて、現在、現在の日本学術会議法を廃止し、特殊法人としての新たな「日本学術会議」を設立するという「日本学術会議法案」が、国会に提出され審議中です（2025 年 4 月現在）。

しかし、この有識者懇談会最終報告書と新法案は、学術会議に対しては会員候補者の選考の透明性を高めることをくり返し求めつつ、選考に関わる外部の委員の選考についての透明性には全く言及していません。他方、任命拒否の理由の説明を一貫して拒否するという政府側の一方的な態度は変わりません。「科学的助言」を提供するという役割をより良く果たすためには、政治から独立した学術の論理での会員任命の独立性が必要ですが、現在提出されている法案では、会員の選考と会議の独立性は保障されず、学術上の貢献とは無関係な恣意的な会員任命が起こることは避けがたいように思われます。これは、実際のところ、学術会議の「解体」法案なのです。

私は、少なくとも、政府は、このような学術会議の解体を画策するのではなく、会員任命拒否の理由と経緯を明らかにし、その妥当性の有無を論じるべきだと考えます。本訴訟は、その不可欠の一環なのです。

5 裁判所に望むこと

任命拒否という今回の事態は、法に反する重大な出来事であり、そのようなことが繰り返されないためにも、その理由とされたところが開示されなければなりません。

そのために、他の原告と同じく、裁判所には、まず何よりも任命拒否をめぐる事実を明らかにしていただきたいと思います。そのために具体的には、任命拒否の根拠となる文書の開示を政府あるいは内閣に命じる判決をいただきたいということです。任命拒否の根拠となる文書が存在しないということ、またその理由も開示できないという政府・内閣の主張は、上記 4（１）に述べたところから、日本を法治国家ではないと述べているに等しいと思います。そのようなことは、現在の日本ではあってはならないことです。

その上で、この判決によって、任命拒否の根拠文書の作成と保存に関して誰がその責任を負っていたのかについて明確にされることを希望します。任命拒否に関して真に責任を負うべき人間が明らかになり、相応の責任を問われることは、わが国の法治国家性の再建にとって不可欠の前提だと思うからです。

以上、よろしくお願いいたします。